

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、佐賀市長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成29年9月8日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量(航空写真撮影及び写真地図作成)
- 2 作業期間 平成29年8月28日から平成30年3月30日まで
- 3 作業地域 佐賀市